

第十二回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十三号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)

午後一時二十分開議

出席委員

委員長代理 理事 江花 謙君
理事 青木 正君 理事 坂田 英一君
理事 船田 亨二君 理事 鈴木 義男君
井上 知治君 大内 一郎君
鈴木 明良君 松本 善壽君
山口六郎次君 松岡 駒吉君
加藤 充君 小平 忠君

出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
外務政務次官 草葉 隆圓君
外務事務官 (政務局長) 島津 久大君
委員外の出席者
専門員 亀井川 浩君
専門員 小関 昭夫君

十一月十二日

委員村瀬宣親君及び金子與重郎君辞任につき、その補欠として吉米地義三君及び千葉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日十三日

委員青木孝義君、尾関義一君、高橋英吉君及び川島金次君辞任につき、その補欠として橋本龍伍君、池田勇人君、平澤長吉君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日十五日

鈴木義男君が理事に補欠当選した。

十一月十四日

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の

指定の解除に関する法律案(内閣提出第四六号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

同日十二日

厚生省存続に関する陳情書(岡山市七日市岡山県医業組合長山口百治外五百八十九名)(第六一八号)
旧軍人老齢者恩給復活に関する陳情書(大阪市福島区玉川町四百五十二番地岩村早政)(第六一九号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
理事の互選
外務省設置法案内閣提出第二〇号
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案(内閣提出第四六号)(予)

○江花委員長代理 これより会議を開きます。
本日は委員長所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。
本日はまず昨日予備付託されました、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案、内閣提出第四六号について、提案理由の説明を求めます。岡崎官房長官。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書

該当者の指定の解除に関する法律

(解除)
第一條 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第十二條の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたものとみなされた者を含む。以下「覚書該当者」という。)につき、その指定が著しく不正であると認めに至つたときは、次條第一項の規定による申請に基づいて、その指定を解除することができる。

(解除の申請)
第二條 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不正と認料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添付して、前條の規定による指定の解除を申請することができる。

第三條 内閣総理大臣は、前項の規定による申請書を受け取つたときは、すみやかにこれを公職資格訴訟願審査会に送附するものとする。

(指定の失効)
第三條 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除のあつた日以後その効力を失ふ。

(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)
第四條 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除のあつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(公表)
第五條 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちこれを公表しなければならない。

(公職資格訴訟願審査会)
第六條 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に応じ、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格訴訟願審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)
第七條 審査会は、委員七人以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

委員は、非常勤とする。

審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

委員長は、会務を総理する。

審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会への資料の提出等)
第九條 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、解除の申請をした者又は関係者に対し必要な資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

審査会は、解除を申請した者又はその指定する代理人に審査会に出頭して意見を述べべる機会を與えた後でなければ、解除を不当とする議決をすることはできない。

(秘密を守る義務)
第十條 委員は、内閣総理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に関する事項を外部にもらしてはならない。

(審査会の庶務)
第十一條 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。

(雑則)
第十二條 前各條に定めるものの外、議事の手続その他の審査会の運営に關して必要な事項は、委員長が定める。

(罰則)
第十三條 第二條第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事実をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 令第一号の一部を次のように改正する。
- 第四條の二、第四條の三及び第五條第三項を削る。

公職資格訴願審査会

公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による公職資格訴願者の指定の解除に關する法律(昭和二十六年法律第 号)に基きその権限に屬せしめられた事項を行うこと。

○岡崎政府委員 たいだいま議題となりました、公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による公職資格訴願者の指定の解除に關する法律案の提案理由を御説明申します。

政府は、公職資格訴願者の指定の解除に關するは、従来極力努力をいたして参りました、現在までに数次にわたりその指定の解除が行われており、特に本年に入りましては、去る六月の昭和二十二年勅令第一号の改正により指定が公正を欠くと認められたものについては、内閣總理大臣はその指定を取消し得ることとなり、爾來政府は能く限りの努力を傾注いたしこれが実施に努め、十月三十一日をもつて十九万三千余名の公職資格訴願者中十七万七千余名に對して指定の取消しを行つたのでございませぬ。今回の措置は、多数の者に對して迅速の措置を期する為にもつぱら政府資料に基き実施いたしましたので、取消しを受けた一万余名の公職資格訴願者について、訴願を受理し、陳述を行ふ機会を與え、これに基き指定が著しく不正と認められる者につきその指定を取消し、不正と認められる者につきその指定を維持するものとする。この措置は、公職資格訴願者の指定の取消しに關する法律案の提案理由を御説明申します。

- 3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十五條第一項の表中国土總合開發審議會の項の次に次のように加える。

定を解除する道を開くことは、政府として措置の公平を期するために当然考慮すべきことと存する次第であります。もとよりいゆる公職追放の措置は、終戦後の重要行政措置の一つでありまして、これに對する取扱いは充分慎重を期すべきものでございませぬ。資格訴願審査会を總理府に設置し、公職資格訴願者としての指定の取消しに關するは、慎重かつ公平を期する考えでございませぬ。

右の趣旨によりまして、公職資格訴願者で、その指定が著しく不正と認められるもの指定を解除し得る道を開くとともに、諮問機關として公職資格訴願審査会を設置いたしたく本法律案を提出いたした次第でございませぬ。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○江花委員長代理 本案に關する質疑は次会にいたし、次に、外務省設置法案を議題といたします。

質疑は通告順にこれを許します。加藤充君。

○加藤(充)委員 順序が前後するかも知れませんが、まずこの法案の第四條に書かれております文に關してお尋ねをいたします。

この法律案は、現在の外務省設置法の第四條との一項の部分は、文字通りまったく同じものなのであります。外務省の権限の行使が規定されておられまして、その権限の行使は厳格でなければならぬ旨が規定されておられると思ふのですが、條約というものは、それから確立された國際法規というものである、並びに法律というものは、嚴重に解釈されなければならぬものである、當然のことでありませぬが、今般の講和條約締結調印ないしは批准に關連いたしまして、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言というものが問題になつて参ります。ところがこれはつばな國際條約であり、國際協定であります。しかもこれは連合國間の協定なのであります。ところが、政府はそのうちヤルタ協定というものは全然知らないというふうな言つておられます。私はここでこういうふうな考へ方、解釈の立場、あるいはその行動に關しましては、中華人民共和國の外交部長である周恩来の聲明の一部を今思い出すが、これはあなたたちが中華人民共和國政府外交部長である周恩来一人の意見であると輕々しく輕視すべからざるものを持つと思ふのであります。それによりまして、アメリカ政府は、対日講和條約の締結のみならず、対日講和條約の共同の基礎を變更せんとおられるし、連合國の對日共同の目的にまつた違反し

たものであるとともに、日本に對する一切の國際協定を踏みにつつたものであるというのであります。私はこういう意味合いにおいて、日本においても外交の大道というものは、權威のある國際協定というふうなものに對しては十分それを尊重する態度がなければならぬと思ふ。しかもそういうふうな言説をいうような主張がいろいろありますときに、輕々にそのいづれかについて行動するというふうな事柄は、日本の將來の外交について決して私は輕視すべからざる危険なものを見届ける次第であります。なお講和條約の内容につきましては、その問題のほかに、日本の憲法の第九條の規定であるいは九十八條一項との關係が十分理論的にも問題になり得るのであります。立場によつては、明らかにこれは外務省を代表した外務大臣としての吉田氏、あるいは日本の總理として、あるいは代表者としての吉田氏あたりが、憲法で與えられた権限をはるかに立ち越えて、獨斷專行に越權行為をやつたものであるということすら言ひ得ると思ふのであります。そういう点で私は、この第四條の第一項に規定された外務省の権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律に從つてなされなければならぬ、という件に關連して、今の二点について政府の所信を伺つておきたいと思ひます。

また憲法との關係において、今度の日本との平和條約は憲法に不十分な点があつて、さうな條約を締結したことになるはしないか。條約の締結は、事前事後におきまして、国会の承認をいたしたくことになつておられます。從つて、憲法に違反した場合には、国会の承認を得られないものと考へておられます。国会において承認を得られなかった條約を、外務省は執行して参る予定でございませぬ。

で、これが外務省のいゆる所掌事務の中心の問題であるというお話、まつたく同意でございます。また外務省はその通りに、これを忠実に守つて参る所存でございます。つきましては、その上にヤルタ協定というものがあつて、結局國際法規の問題であるいは條約という問題になります。ヤルタ協定は従來から外務省、政府はこれをあまり認めていないのではないかと、意味からの多分御質問であつたらうと存じますが、実は厳格に申しますと、條約なり確立された國際法規というものは何によつて基本を求めて来るかということになります。これは國際連合憲章の中に登録というのをきめておられます。加盟國は國際連合事務局に登録いたしました條約その他の協定を、國際的な公表された條約と見て、これによつてなして行くというのを基本にとつておるのであります。從つて、それによりまして國際關係條約法規といふものを外務省は考へて参る予定でございませぬ。

また憲法との關係において、今度の日本との平和條約は憲法に不十分な点があつて、さうな條約を締結したことになるはしないか。條約の締結は、事前事後におきまして、国会の承認をいたしたくことになつておられます。從つて、憲法に違反した場合には、国会の承認を得られないものと考へておられます。国会において承認を得られなかった條約を、外務省は執行して参る予定でございませぬ。

○加藤(充)委員 今問題になりました條約は、連合國間の條約であります。日本が敗戦したということ、ポツダム宣言の他の連合國のとりきめに無條件降伏

したという一つの歴史的な条件のもとに今回は置かれていたのであります。が、連合国側でなされた協約というものをあくまで私は原則的に尊重するという態度がなければならぬと思うのであります。いろいろの立場に立つたかという御見解の御発表がありましたけれども、連合国側の間に、日本との講和條約その他の問題、その内容についていろいろ論争があります。場合によっては、まずその條約というものを直接取結んだその効力が日本に及ぶか及ばないかは、いろいろ説のわかれるところか知りませんが、私はわかれているとは思っておりません。それは第二段に置きましても、連合国側の間が、この自分たちがやつた條約協定の内容についてしつくりして行くところまでわれわれはその協定の權威を維持し、尊重し、同時に日本のこれに対する態度をきめるといふ態度がなされなければならぬと思う。ちよこちよこ出て行つて、自分のところはちよこちよこという立場をとるのだから、それは認められないというご自体は、各国特に問題になつた條約の締結国自体の尊嚴というものを一方的に、出合いがしらに横つつら張つたように、無視し軽視する立場が出て来る。こういう外交の態度は慎むべきだと思うのであります。

それからもう一つは憲法の問題ですが、憲法に違反するものは国会の承認を得られないというものは、開捨てたらないと思つてあります。先般もしようだんで話したのですが、ただいま国会の行政監察委員会専売公社あたりのいろいろ不正腐敗の問題を問題としておりませんが、会計検査院の証言などを承

りますと、それは私の方では国会に報告してあつた、決算委員会において慎重に十分な審議をして処置をしてもらえば、こういうことにならなかつたつてよかつたはずだ、とまでの趣旨の証言がございまして、こういうようなことはどこから起るかという、何といつても衆議院において絶対多数を擁した自由党の多数決——民主主義の論理的形式的な点から論ずれば、多数決の積暴ということがあり得ないというものは一応は成り立ちますが、実は多数決といふこのルール、規則にのつて許すべからざる不法が行われている事実を指摘し、例をあげるに苦しむものではないのであります。そういう点から見て、私は国会で承認を得られることによつて、すべて不適法、不法が合理化され、合法化されるということには、まづたく——俗世間の言葉でまことに恐縮ですが、それは盗人の論理とでもいふべきではないかと思つております。そういう点で少くとも私どもは、今までの日米の外交、同時に外務省の行動の中にすこぶる憂慮すべき、絶滅を期さなければならぬ方向と内容をもつていたことをここに指摘しまして、第四條の第一項といふものは、だてや酔狂で掲げておるのではないということをここに強調いたします。

それから第二段にお伺いしたいのは、第八條以下にアジア局の事務、並びに第九條に欧米局の事務といふようなものが書かれておりますが、これは先般船田委員からも指摘があつた点に關連いたします。その点は第九條の四に「海外渡航、移住、旅券の発給及び査証に關すること。」がうたわれておりまして、第八條の五には

「邦人の引揚に關すること。」といふふうになつておる。私はこれは事の性質上、この邦人の引揚げとまつき申し上げました九條の四項に掲げられておるものとの違ひがあることを全然無視するわけではありませんが、私はこういうような規定の持ち方の中に、アジア局といふものが、アジア諸国家、アジア諸民族、アジア人に対する輕視の念があらはれないと思つておるものであります。今までの帝國主義的な戦争の勝利支配者としていた日本は、そういうことでも、アジアの民族、諸国家といふものが、將來の政治面において、経済面において、あるいはその他諸般の問題において、今までと同じように植民地の隷屬に甘んじ、植民地の支配に満足して眠れるしのごとく、あるいは居眠り状態に満足しておるものとは考えられない。またそのアジアの同じ人間として、あるいはアジア地域における国家としての日本は、將來のためにアジアの問題といふものを十分に私どもは重視しなければならぬのであります。ところが先ほど指摘いたしましたように、この部類わけの中に、どうも私はアジアの問題を輕視して、敗れて、もうかいししようがなくなつたにもかかわりませず、またどつかのおつき合いと、主人を見つけて、うしろだてにして、そうしてもうすつからかんのくせに、やはりアジアを輕視し、アジアを支配し、アジアを隷屬化して行く、こういうふうな少くとも蔑視的な氣持を私はこの外務省設置法案の條項の文字の中に見届けざるを得ないような氣がいたしますが、その点について

お尋ねをいたす次第であります。○草薙政府委員 これはよくごらんいただきまして、從來とかわつて地域別の局を今度置きまして、從來つと前にはもつとごまかくわけておりました。が、しかし終戦後はこういうものを廢止いたしておつたのを、米歐局、アジア局といふ地域局を置いたのであります。しかしお話とは全然違つた考えを外務省は持つておるのであります。むしろアジア局といふのは、單獨な局にいたしまして、その世界を米歐局を第一に出しておる、こういうのであります。これはお話とは全然違つて、アジア局を最も大事な局として第一に置きしかも世界の各国々をかりに分類いたします場合において、アジアだけを一局として、ほかを米歐局、こういう取扱ひをいたした次第でございますから、従つてこのアジア局といふには、いわゆるアジア地区といふのには最も力を注いでおるつもりであります。また御引例になりました引揚げなり、渡航の問題、これらは結局全体の外務省設置法にありませうな仕事をやるのには、いろいろと便宜のいい分類の仕方をするといふ問題になつて参りますから、從來の關係から便利のいい分類には一応こういう分類がいいというのが、この分類としてあげた点であります。

○加藤(充)委員 私は今の問題の中にやつぱり差別と區別があることを認めざるを得ません。このあなた御答弁になつた米歐局といふものは條文のどこにもそういうものはございせん。歐米局なのであります。米を先にして歐をあとにして、その次にアジアが来るという振性は今の答弁の中に表れておると思つておる。私は技術的なものじやなしに、そういう本質、魂胆といふものを全然從來の外務省の中から拂拭してしまわなければならぬといふことを指摘するつもりであつたのであります。はからずもあなたの答弁の中は、語るに落ちたといふ証跡を見つけたのであります。それでお尋ねするのですが、技術的な問題だといふが、ソ同盟は一体これはアジア局なのか、米歐局じやなしに歐米局の所管に属するの、いかがでありますか。

○草薙政府委員 私まことに言葉が間違ひまして、歐米局でございます。この点は訂正いたしておきます。このポイントが違つておりましたからうっかりそう申し上げて——それはそういう意味じやなかつたのでございます。決して輕んずるとか、重んずるとか、そういう意味ではございせん。それからソビエトの方は歐米局の中に入つております。

○加藤(充)委員 そうすると、私は外交といふものは地域の問題じやなくして、主權國を相手にしなければならぬものだと思つて、またその通りと思つて、数字を私はここで一々けあて論争はいたしません。令までわれわれが聞かされていたところによりまして、引揚げ邦人の二番の問題が、量的にも質的にもソ同盟にあつたことは政府並びにその所管の人々や、あるいはその他の人々から幾たびか聞かされたことなのであります。その一番問題の邦人の引揚げの問題、しかもこれは重大なる問題でもありますけれども、これは國家百年の大計というよりも、むしろ当面の時期的な問題です。

○加藤(充)委員 私は今の問題の中にやつぱり差別と區別があることを認めざるを得ません。このあなた御答弁になつた米歐局といふものは條文のどこにもそういうものはございせん。歐米局なのであります。米を先にして歐をあとにして、その次にアジアが来るという振性は今の答弁の中に表れておると思つておる。私は技術的なものじやなしに、そういう本質、魂胆といふものを全然從來の外務省の中から拂拭してしまわなければならぬといふことを指摘するつもりであつたのであります。はからずもあなたの答弁の中は、語るに落ちたといふ証跡を見つけたのであります。それでお尋ねするのですが、技術的な問題だといふが、ソ同盟は一体これはアジア局なのか、米歐局じやなしに歐米局の所管に属するの、いかがでありますか。

らあると思ふのであります。ところが、こういふような邦人の引揚げに関する問題は、それならなぜ欧米局のソ同盟の部類に属するところで取扱うという部局わけ、分担わけをしなかつたのですか。

○重蔵政府委員 局課の分轄をいたしますときには、実はそこで取扱いまする種類の問題なり、また分量の問題なりをよく検討いたしました。なるべく仕事を偏頗にならないように、従つて、厳格に申しますと、区域別もありましようし、あるいは種類別もありましよう。しかし、こういふのを一方的だけで済ませるべく、こういふ仕事は、従いましてなるべく、能率を上げるというのが部局を配分する根本だと思ひます。従いまして、引揚げをアジア局に持つて行つたら、アジア局以外の引揚げはやらぬぞというやうな問題とは全然異なると思ひます。もちろん引揚げが他の局にありまする場合には、十分関連を保持して参ることは当然であります。

○加藤(充)委員 私はそこで先ほど言つたように、九條の四項の事務所管のもの、邦人の引揚げというものは、性質は違ふかもしれぬけれども、しかし結局海外渡航か、移住かというやうな問題を大きく見ますならば、これは当然ではないかもしれぬが、第九條の欧米局の事務所管規定のところにに入れていいのではないか、これは技術的な面でもさうだし、体裁上もさう

いふやうな気がいたしますし、なお先ほど申し上げましたように、欧米に属するソ同盟に引揚げの大半があるのだ、そしてそれが宣伝されたようにならば、まさしく本質的な問題からいつても、欧米局の方に入れた方がいいのではないかと思ふのであります。これは別にこれ以上続けませんけれども、私は外交の仕事の中には、日本の国土でありながらあるのか、ないのかわかりませんが、政府の答弁によると、あるいは時間的なのかもしれないが、主権の全部が発動されないという地域が仲細でございまして、この所管事務のわけ方を見ますと、「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に於ける日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理云々」といふやうな、仕事の摘述をしておるくらいを見るか、あります。こういふやうなところまでやつておるとするならば、日本の領土であるか、ないかの、理論的な、実質的な問題はさておきまして、現実に日本の主権が発動しないという沖繩の地域、こういふところには、外交で片づけなければならぬ問題がたゞさんあると思ふのであります。さつき申し上げましたやうな問題まで書き上げるというのであるならば、この沖繩の問題を、当然真剣な問題として、外務当局の重要な処理の事務としてあげないというのには、私は不見識のそしりを免れないのではないかと思ふのであります。この点についてははいかがでございませうか。

○首業政府委員 お示しの通り、第四條の二十六にはそれ／＼こまかく区

域的に名前を出しておりますが、これは御承知の通り、これらの地区にありました従来からの日本の官庁の業務処理を現在いたしております。従つて、その業務処理をまだ解決していませんから、引続いていたす意味において、二十六にはこういふ名前を別個に出してあるのであります。また今回日本との平和條約におきまして分離地区といたされております北緯二十九度以南の諸島についての問題、これは今後どうなるかというお話であります。現在占領下におきましては、これは十分連絡する必要があるから、国際協力局等におきまして十分連絡を密にいたして参らねばならないと存じます。また平和條約発効後におきまして、受任国でありますアメリカと日本との間に、国際連合の信託統治になす、なすのは将来の問題でありますから、それまで行政、司法等のもろもろの問題をどの程度受任国が実施するかと、あるいは日本がこれをやるかという問題は、相談の結果出て参りますので、その上で、平和條約発効後の状態に於てさらに部局等を変更する必要があると、さらにそのときに御審議を願うという段階になつて行くものという予定で進んでおります。

○加藤(充)委員 フイリビンの上院の選挙の情報が、昨日から今朝にかけて各新聞報道機関にぎわしてあるようでありますが、こういふことになれば、條約に署名されても、批准の問題は相当困難なものにフイリビンにおいては見のがすわけには行かないと思ふのであります。またインドネシア等においてそれと同様な事態が起きて

おること、先般御承知の通りであります。さすれば、講和條約発効後といふやうなことを言つておられますが、この時期は予想されたやうに簡單には参らないといふことも私は考へて行かなければならないのではないかと思ふのであります。奄美大島や沖繩等におきましては、全面的な日本の主権から離脱されて行つていくということについては、これまで御承知の通りの非常な熱烈な事態の動きが見られるのであります。この面から見るならば、発効後といふやうなことに對して、当面の外務省の仕事の中から、あるいは仕事を規定する法律の文字の中からこれを除外するといふことになし、積極的にその問題を取上げて行かなければならない問題だと思ふのであります。しかもまた理論的にいいますと、主権があるのかないのか、あるとすれば、主権がありながら、相当期間、しかも発効以前には特にしかり、発効後においても問題は残りますが、この主権の全面的な回復といふことは、私は外務省としては真剣な重大な問題の一つであると思ふのであります。しかるにそのことが書かれていないのは、私は最初に第四條の点に關連してその心構えと態度と方向についてお尋ねしたやうな、また確かめておかなければならない危惧があることを、さらに今の答弁の中に深めざるを得ないのであります。しかも今の外務省設置の條文や事務分担の中から言いますと、それは当然アジア局あたりに属して行くと思ふのであります。島津局長も昨日か、さういふことの趣旨を答弁したと思ふのであります。さうすると、アジア局の仕事の中には、沖

繩の問題はアジア諸国一般として取上げられて来るを得ない。沖繩はアジア諸国一般であるかどうか、問題は重大でありますので、さういふ点についてもお尋ねをしておかなければならないと私は考へます。

○重蔵政府委員 お話のように、北緯二十九度以南の沖繩その他の諸島につきましては問題は、在留の方はもちろんでありますし、国民も強く正常な状態における日本領土としての復帰を熱望いたしておるのであります。この点は、従来とも申す申上げておる通りであります。従いまして、今後の協議の結果におきまして、これが具体的にいふ／＼と現われて参る問題だと存じますから、従つてこれはいわゆる外交という觀念ではないと思ひます。外務省が取扱つております中には、これらの現実の姿に即応して、あるいはアジア局でやり、あるいは国際協力局で關係方面と十分な連絡をいたしながらやる、あるいは経済問題であります。と、経済局等、すべて外務省一体となつて進んで行くべき問題と存するのであります。

○加藤(充)委員 日本の主権が行われぬ地域であることは、吉田首相あたりの答弁によつても明確なのであります。さういふところは、日本の國に準ずるといふよりも、あるいは日本の國であるといふよりも、あるいは理論的には、あるいは実質的には外國に準ずるものではないか。またさういふ取扱いを受けて、万般の主権の回復に当り全力をあげて努力すべきである。従つてその面に関して事務配分というやうな問題も明確に規定されてこそ、日本の外務省としての權威を増すもの

○加藤(充)委員 私はそこで先ほど言つたように、九條の四項の事務所管のもの、邦人の引揚げというものは、性質は違ふかもしれぬけれども、しかし結局海外渡航か、移住かというやうな問題を大きく見ますならば、これは当然ではないかもしれぬが、第九條の欧米局の事務所管規定のところにに入れていいのではないか、これは技術的な面でもさうだし、体裁上もさう

いふやうな気がいたしますし、なお先ほど申し上げましたように、欧米に属するソ同盟に引揚げの大半があるのだ、そしてそれが宣伝されたようにならば、まさしく本質的な問題からいつても、欧米局の方に入れた方がいいのではないかと思ふのであります。これは別にこれ以上続けませんけれども、私は外交の仕事の中には、日本の国土でありながらあるのか、ないのかわかりませんが、政府の答弁によると、あるいは時間的なのかもしれないが、主権の全部が発動されないという地域が仲細でございまして、この所管事務のわけ方を見ますと、「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に於ける日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理云々」といふやうな、仕事の摘述をしておるくらいを見るか、あります。こういふやうなところまでやつておるとするならば、日本の領土であるか、ないかの、理論的な、実質的な問題はさておきまして、現実に日本の主権が発動しないという沖繩の地域、こういふところには、外交で片づけなければならぬ問題がたゞさんあると思ふのであります。さつき申し上げましたやうな問題まで書き上げるというのであるならば、この沖繩の問題を、当然真剣な問題として、外務当局の重要な処理の事務としてあげないというのには、私は不見識のそしりを免れないのではないかと思ふのであります。この点についてははいかがでございませうか。

○首業政府委員 お示しの通り、第四條の二十六にはそれ／＼こまかく区

域的に名前を出しておりますが、これは御承知の通り、これらの地区にありました従来からの日本の官庁の業務処理を現在いたしております。従つて、その業務処理をまだ解決していませんから、引続いていたす意味において、二十六にはこういふ名前を別個に出してあるのであります。また今回日本との平和條約におきまして分離地区といたされております北緯二十九度以南の諸島についての問題、これは今後どうなるかというお話であります。現在占領下におきましては、これは十分連絡する必要があるから、国際協力局等におきまして十分連絡を密にいたして参らねばならないと存じます。また平和條約発効後におきまして、受任国でありますアメリカと日本との間に、国際連合の信託統治になす、なすのは将来の問題でありますから、それまで行政、司法等のもろもろの問題をどの程度受任国が実施するかと、あるいは日本がこれをやるかという問題は、相談の結果出て参りますので、その上で、平和條約発効後の状態に於てさらに部局等を変更する必要があると、さらにそのときに御審議を願うという段階になつて行くものという予定で進んでおります。

○加藤(充)委員 フイリビンの上院の選挙の情報が、昨日から今朝にかけて各新聞報道機関にぎわしてあるようでありますが、こういふことになれば、條約に署名されても、批准の問題は相当困難なものにフイリビンにおいては見のがすわけには行かないと思ふのであります。またインドネシア等においてそれと同様な事態が起きて

おること、先般御承知の通りであります。さすれば、講和條約発効後といふやうなことを言つておられますが、この時期は予想されたやうに簡單には参らないといふことも私は考へて行かなければならないのではないかと思ふのであります。奄美大島や沖繩等におきましては、全面的な日本の主権から離脱されて行つていくということについては、これまで御承知の通りの非常な熱烈な事態の動きが見られるのであります。この面から見るならば、発効後といふやうなことに對して、当面の外務省の仕事の中から、あるいは仕事を規定する法律の文字の中からこれを除外するといふことになし、積極的にその問題を取上げて行かなければならない問題だと思ふのであります。しかもまた理論的にいいますと、主権があるのかないのか、あるとすれば、主権がありながら、相当期間、しかも発効以前には特にしかり、発効後においても問題は残りますが、この主権の全面的な回復といふことは、私は外務省としては真剣な重大な問題の一つであると思ふのであります。しかるにそのことが書かれていないのは、私は最初に第四條の点に關連してその心構えと態度と方向についてお尋ねしたやうな、また確かめておかなければならない危惧があることを、さらに今の答弁の中に深めざるを得ないのであります。しかも今の外務省設置の條文や事務分担の中から言いますと、それは当然アジア局あたりに属して行くと思ふのであります。島津局長も昨日か、さういふことの趣旨を答弁したと思ふのであります。さうすると、アジア局の仕事の中には、沖

繩の問題はアジア諸国一般として取上げられて来るを得ない。沖繩はアジア諸国一般であるかどうか、問題は重大でありますので、さういふ点についてもお尋ねをしておかなければならないと私は考へます。

○重蔵政府委員 お話のように、北緯二十九度以南の沖繩その他の諸島につきましては問題は、在留の方はもちろんでありますし、国民も強く正常な状態における日本領土としての復帰を熱望いたしておるのであります。この点は、従来とも申す申上げておる通りであります。従いまして、今後の協議の結果におきまして、これが具体的にいふ／＼と現われて参る問題だと存じますから、従つてこれはいわゆる外交という觀念ではないと思ひます。外務省が取扱つております中には、これらの現実の姿に即応して、あるいはアジア局でやり、あるいは国際協力局で關係方面と十分な連絡をいたしながらやる、あるいは経済問題であります。と、経済局等、すべて外務省一体となつて進んで行くべき問題と存するのであります。

○加藤(充)委員 日本の主権が行われぬ地域であることは、吉田首相あたりの答弁によつても明確なのであります。さういふところは、日本の國に準ずるといふよりも、あるいは日本の國であるといふよりも、あるいは理論的には、あるいは実質的には外國に準ずるものではないか。またさういふ取扱いを受けて、万般の主権の回復に当り全力をあげて努力すべきである。従つてその面に関して事務配分というやうな問題も明確に規定されてこそ、日本の外務省としての權威を増すもの

だと私は考えるものであります。

しかし私は次の質問に移りますが、今度の外務省設置法によつて重点を置かれた活動として、従つて新しく局の設けられたものは、国際協力局、それから情報文化局というふうな局と、その事務だと思つてあります。私はこれについてお尋ねいたすのですが、二十六年年度の予算という、大蔵省の出してあります文書によりますと、今私がお尋ねしたいと思ふことに関連しましては、情報啓発事業実施に必要な経費というのが目につくのであります。これは二十六年度に一千六百六十二万六千円で、二十五年年度の六百八十五万円に比して実にたいへんな費用が、今申し上げた経費に費されておるのであります。ここでどういふことがいわれているかという、国内啓発のための経費と、それから共同通信社に対する補助金、これが国際情勢の遷、すなわち二十六年度は朝鮮事変という問題が起きたので、この国際情勢の急変に対応するために、情報啓発事業を拡充して強力に推進する必要があること、それが費用がふえたのだといふこと、それが一体であるか、共同通信社というものが、一体そこではどんな仕事を具体的にやつて来たのか。共同通信社というものは、ラジオの放送や、あるいはまた毎日の新聞に見られるような、少くとも私も、あるいは世の識者が感ずるような、一方的な記事しか送つて来ないところなのであるか。それとも、共同通信社から入つた万般のニュース資料の中から、外務省あたりでしほつて適宜選択して、ラジオや新聞なんかの報道を統制して行つてゐるのか。このことは将来国際協力局の事務だとか、ある

いは情報文化局の事務と関係して重大だと思ひます、私はお尋ねするのであります。

○章葉政府委員 実はいかような国際情勢で、いろいろと條約を結びましたも、この條約がたいへん重要な條約であります。対外的の報道啓発というものが全然ありませんと、徹底いたさない次第であります。従いまして、これはどうしても国民の総意による理解と協力によつた、いわゆる国民外交という立場をとります上には、どういふ十分なる理解と支援とを、国内において持つことが必要であります。同時に、また対外的には、努めて日本の真摯な姿を理解してもらひますような方法をとつて来なければならぬと存じます。ことにたゞいま御指摘になりましたような、具体的共同通信というふうな問題につきましては、なお在外邦人あるいは抑留邦人等に対しまする放送等も考へて参らねばならないのでありますから、こういう点を考へ合せますと、お話のように費用が相当増額を来して参つた次第であります。

○加藤(充)委員 情報文化局の仕事を中心として、新聞、通信、放送その他の方法により、対外政策及び国内情勢の対外報道並びにこれに必要な情報の収集を行ふこと。各国との文化交流及び国際文化機関との協力に関すること。というふうなことがあるのであります。ここで問題になりますのは、私はこういうところだと思ふ。日本はずいぶん今まで反共だとか、反ソだとかいうふうなことで、百万の精鋭を満洲に送り、みんな狩り出されたのであります。一方、一方の、ためにする宣伝

のために、やがては結局残忍な、侵略的な帝國主義戦争に動員されて、今日この悲惨と屈辱の中に泣いてゐる、こぶしを握り固めてゐる日本人が大部分だと思ふのであります。そういうとき、こういう情報文化局とか、あるいはそこから来る宣伝、放送というふうなもの、日本人の目と耳を一切倒閉に閉かせるのではなくして、文字通り世界各國との文化交流なり、各國の情報なりを知り、そしてその間に立つて国家百年の万全の大計を立てるといふことになつてしまふと思ふのであります。ところが新聞やラジオ等は、現在一外務省も関連しておると思ふのであります。が、あまりにも一切倒であつて、まして私どもは片耳、片目のまま、とんでもないところに行かされるような危険を強めざるを得ない状態なのであります。その点で私は、この莫大な金を朝鮮事変の発生以来使ひました情報啓発事業の実施の面について、外務省にも強く反省を求めざるを得ないし、またそういうことを言う理由の一つには、少くとも第十二條にうたわれておる国際協力局という部局の名称、並びにそのところで取扱う事務の問題から、私はそのことを見届けるわけなのであります。大体において国際協力というふうな事務が、外務省の一つの部局をあげての事務としてうたわれたい、取上げられたりしてゐるということが、理論上おかしな話であります。また、また国際協力ということ自体が、今までの吉田政府なり、あるいは外務省の事務の実績から見ると、いわゆる世界各國に対する問題じゃなくして、非常に一切倒的な、そして常識

的に言われる二つの世界、その中の自由の世界に明らかに一切倒いたし、その中にはつきりと一方的に足を踏み入れてしまつた。そのことがいわれる国際協力という名前が宣伝されて来た。このことはやつて来た実績に徴しても明らかなのであります。私どもは国際協力局という名前自体の問題にこだわらばかりでなしに、こういう部局をあげてここにうたわれてゐるような仕事をやつて行くところに、まず一國家百年の大計、日本の國家、民族が將來よつても立つべき態度と指向の方向を誤るものであると私は強く指摘せざるを得ないのであります。この点についてひとつお伺ひいたしたいと思ふのであります。

○章葉政府委員 外國の情報の収集等につきましても、最大限の方法をもちつて、発表されます外國の情報を収集してあります。しかしごく秘密にいたしております。國々の情報はなか／＼とりにくいのであります。現在許されております最大限の方法を公平にとつておるつもりであります。

また国際協力は、御承知のように現在国際機関なりあるいは国際會議といふような点から考へますと、ほとんどそれらの多くのものは二つの世界が一緒に入つて来ておられます。従いましてこれらの国際機関なり国際會議等におきます国際協力の問題の取扱ひといふ点だけでは、決して一切倒的なものじやないと思へます。そういう意味におきまして、外務省はすべての国際機関、國際會議その他の國際協力といふ意味において進んでおる次第でございます。

○加藤(充)委員 最後に一点、今の御答弁の中に機密ということがありましたが、お尋ねいたします。第七條は大官官房の事務を定めておるようでありますが、その四に「機密に関すること」といふのがあります。機密といふのは發表してはならないこと、そういう性格のものであります。時間的にかつ多少の変更が来ることもあろうございませうが、この機密といふのは、外務省内部だけの事務をやつて行く上の一時的なものであるのか、それとも先般吉田首相が外相として言われた、外交は機密なものである、あるいは機密といふこと、いかなければ機密なものであると言つたいわゆる秘密外交、そうしてまたこれが従来愛されおつて、今日の國家の悲運をもたらしたのであるが、そういう秘密であるのか。この復元的な日本の外交といふものにはいづれにしても機密が関連するものであります。国会並びに國民に対してこういうふうなものはあつてはならないという原則に立つて、坦々として明らか、極寛博といへどもわれ行かんとする日本の外交の大道がなければならぬと私は考へますが、この機密といふことについて今申し上げましたような点についての御所見を承つておきたいと思へます。

○章葉政府委員 ここで申し上げておきます機密といふのは、これは各省ともにあります。機密でございまして、たとへば人事なら人事の異動をいたします場合に、その決定をし、発表するまではすべてこれ機密といふこと、ございします。予算にいたしましても同様であります。そういうふうな意味におきます事務の機密の問題でございします。

○加藤(充)委員 それで國民と國會に

明らかにされない外交というものは、少くとも今後あり得ないものであるという明確な趣旨の御答弁を得たと私は思います。それで最近、十月の四日付であつたか、出入国管理令というものがポ政令で出されて、外国人、とりわけ問題になつておられます朝鮮人に対しては、十一月一日から強制送還の実施をやるということになりました。これについては先般来、昔の朝鮮の一部——地域的には明らかにその一部分だと思つておられますが、韓国と日本との間に外交的な交渉が行われておるということであり、一体そういうふうなものはどういふ内容でいかなる段階に到達したのか。聞きますれば、十一月一日からのポ政令による強制送還は一時実施いたさないというふうな事になつたといふことも、島津局長から承つたのでありますが、もしそういう事態になつたとすれば、どういふ理由で急いで出したポ政令を一時実施しないでもよいことになつておるか、この点はその不見識の点から見てもお尋ねしておかなければならない点だと思つておられます。

○草薺政府委員 お話のように出入国管理令を出しまして、十一月一日から実施いたしましたのであります。しかしこれはよくごらんになりますとわかりませんが、決して朝鮮人全部に退去命令を出すというようなことは全然ないのではありません。附則の中に、従来ありました外国人登録令でありましたか、そのうちのうち十六條、十七條も除外をいたすことになつておられます。従つて最初からこの出入国管理令はこれら朝鮮人の方に対しては直接十一月一日からは該当しない、こういう方針で来て

おりますから、従来とこの点については何らかの御承知を願つておきたい。

○加藤(充)委員 日本の国籍を取得することを望む旧朝鮮人がおるかおらないかの事実問題は第二段に置きまして、おそれるあの政令の取扱いの実体になるのではないかと、思ふ点から判断いたしますと、日本で生れつゝいた昔の朝鮮人はまず日本の国籍を取得するといふ権利を一応まつ先に與えられるといふことか、付與されるということが、国籍取得についての国際法上の大勢になつておるのではないかと、思ふのであります。しかるにその取扱いについて、あのポ政令の強制送還の條件の中には、そういう点が無視されておるのではないかと思つておられますが、この点は参考のために、外務省あたりが先ほど申し上げました第四條第一項の点からも関連して、確かめておきたいと思つておられます。

○草薺政府委員 今度の出入国管理令の中では、実は国籍の問題等は全然触れておりません。これはいづれ今後の両国間の問題になつて来ると存じますので、十分話し合ひまして進めて参るはぎでございまして。ただ問題は、従来朝鮮は独立しておつて、その後日本に合併して、それがまた元の姿になつたという考へ方から、今度はいづゆる朝鮮の奴隸的狀態を解放するということになつて来たかと存じます。従ひましてこれは今後両国間におきまして十分協議をして、納得の行く方法できめて参る予定でおります。

○加藤(充)委員 国籍法に譲るといつたのは迷道だと思つておられます。多分あそこには十二歳か十四歳の年齢の制限の規

定があつたとは今思ひ出すのですが、十二歳以上であろうが以下であろうが同じですが、国籍取得の手續をしない前に、そういう利益と権利を踏みにじつて、そういう朝鮮に返してしまつてからこれを国籍法の問題に譲るといつたのでは、ポ政令の強制送還の問題と関連する国籍取得についての原則なり常識を無視しておるばかりでなく、国籍取得についての世界的な原則的なものになりつゝある方向と違つた方向である。出入国管理令の今度のきめ方を見ると、どうもそういうふうなことになると思つておられます。国籍法にその点は譲るといつたのでは、私が今お尋ねしたような、大体の世界の各國の方向、方針と違つた方向と内容を、ポ政令は国籍取得に關しても持つてゐるのではないかと思つておられます。

○草薺政府委員 国籍の問題は、たいへん大きい、またむずかしい問題でございまして。従ひまして、原則的にはいづゆる国際法の問題も従来からあります。朝鮮と日本との關係におきましては、従来も十分考へながら、円滑なる両国間の友好を持ち来さなければならぬと考へておられます。従ひまして、現在出しました出入国管理令には、さきに申し上げましたように、朝鮮人に対する適用は當分見合しておる次第であります。従つて両国間において十分この問題の基本的な話し合ひをつけて、それから先にこれらの問題は解決すべきだと考へておられます。

○加藤(充)委員 まだお尋ねしたい点はこのまゝか行けばありますが、ほかの人の発言もあろうと思つておられますので、私

の質問は打切つておきます。

○江花委員長代理 ちよつと念のため草薺政務次官に申し上げますが、先ほど、朝鮮の合併後また元の独立国になつたといふところで、奴隸的な状態から解放されたといふお言葉がありまして。そうなる、日本の朝鮮に対する統治といふものが奴隸化されておつたといふことになりまして、政府委員のお言葉としてはちよつとまずいのではないかと思つておられますので、御訂正願ひたいと思つておられます。

○草薺政府委員 あれはカイロ宣言の中でそういう言葉を使つて連合軍が申しましたから、その言葉を引いたのであります。

○江花委員長代理 それでは政府委員のお言葉ではなくて、そういう言葉を引用したといふだけではありません。それは政府委員の言葉としては取柄されません。

○加藤(充)委員 それはじやうだんだからいけれども、さつき言つたように、日本は朝鮮を植民地にしておつてどういふ状態を興えたかといふことを、世界各國、連合國が少くとも認めたい、それは都合が悪いからといふような言葉ばかりでございまして行くといふやうな方針、國際關係の各國の權威と連合國の權威を認めたことからは、非常に重大な問題であると思つておられます。その点委員長、考慮を要する重大なものを含むと思つておられますが、いかがですか。

○江花委員長代理 今ちよつと政府委員と話をしておつて聞き漏らしましたが、もしこの場で取上げなくてもよい問題でありましたら、いづれ會議でも終りましたら御指導を受けることに

いたしました。この程度でござんべんを願つておきます。松本善壽君。

○松本(善)委員 今度提案されております設置法案の内容を見ますれば、日本が独立してからの分野がある程度まで機構のあり方においてでもできさうであるといふ考へ方を持つておるものであります。しごくこもつとも思つておられますが、その中において二、三お聞きしたいと思つておられます。

かつての外務省のあり方は、昨日たしか言われたと思つておられますが、象牙の塔に立てこもつて、一部局あるいは他省において外交がなされておつたといふことから、今度は幾分か民主的なあり方から考へて、顧問、參與といふものを設けた。これは國際的な観点に立つて、國際的な外交を回復する以上、どういふものが必要であるといふように見受けられるのであります。外交権を回復するからではないに、根本的な意味において、顧問、參與という制度が、審議室あるいはその他のことでも、審議室あるいはその他のことでも、当然本文において明文化されてはしい事項だらうと思つておられます。しかしながら、この顧問、參與は大物ぞろいであつて、民主化しようとする外交方針に対して逆行を来すようなことはもちろんいひべきことではあります。けれども、この別の項に設けたところの顧問、參與といふような制度を本文の中に入れて、今後行われるところの民主的な外交は一般の輿論を大いに推進力とするようにしてほしいと思つておられます。この点について昨日もお話があつたと思つておられますが、まず顧問、參與の設置に關しての御方針を承りたい。

○島津政府委員 顧問並びに參與につきましては、昨日も御説明申し上げましたが、これはただいま御指摘のように、ごく経過的なもので、外交再開に必要だからというだけのものではございませんで、あらゆる意味で各方面の代表となるような方のお知恵を拜借するという趣旨であります。

○松本(善)委員 この條文の中から見ますと、あるいは外務省だけが一つの事態を取上げて、天皇がこれを認証することがいいというような感情もあるがごとく、他の者に対してはいわゆる民主的なるところのあり方が何らできないじやないかというような点が少しうかがわれるのであります。ただいまの答弁によつてさうなことはないということも明らかになりました。

次に、今度機構改革の中にアジア局と歐米局を設けられた。そういう中において考えなければならぬことは、この第一課として雑務課というように筋合ひでもつて、かつての朝鮮、それから中国、かような問題も取上げられるというのであります。私どものそのもその考えといたしましては、中華人民共和國という国が、固として認められるかどうかは後の問題でありませうけれども、この問題を取上げまする場合においても、われわれとしてはポツダム宣言あるいはその当時にかのほれば、その相手国としては中国である、人をいへば蒋介石であるはずであります。ゆえに、そのような問題を分離して取上げるということは、最も当を得たるものと思ひます。けれども、今後の貿易関係のあり方において、今度は経済局というふうなものを

設け、そこに次長を置くというふうな方針であります。現在通商産業省に属しております貿易諸官庁とどんな関連づけの上において、その効果を發揮するかという点についても、御方針があらわれるかと思ひます。どうかその点承りたいと思ひます。

○島津政府委員 通商産業省と外務省の経済関係の事務につきましては、昨日も御意見がございまして、これに對して大憲外務省におきましては、対内面、通商産業省におきましては、対外面、さういふ大まかなわけ方があるというところを申し上げたわけでありませう。ところがこれは昨日も申し上げたと思ひますが、厳格にどこに線を引くかというところは非常にむずかしい問題でございまして、各国でもこの点は対外面、対内面をどこで線を引くかということとはなかく議論もありません。機構として変更のあとがあるわけでありませう。日本でも戦前におきましてはいろいろなきききもあつたわけでありませう。今日のところは通商産業省におきましては、やはり通商産業省の通商局におきまして地域的なものを持つております。外務省の経済局におきましては、やはり地域的な分担を持つております。ただその事務の内容といたしましては、外務省が対外面を支持的に実施に移す、さういふ場合通商産業省がこれに當る、また條約、協定の話し合ひをいたしますにつきまして、その内容をなす各種の資料ないし方針につきまして、十分両省の間で緊密な連絡をとつてやつて参る、さういふこと

で権限も一応わけられますし、協力もいたす。協力の方法といたしましては、両省の人を交流させて、本省におきまして、また出先におきましても、両省の人が入りまじつて協力を参るという態勢をとつておるわけでありませう。

○松本(善)委員 その点承りました。次に今度の改正の内容を見ますと、国際協力局というものを新たに設けておられる。これはまことにけつこうな事と思ひますが、現在の日本のあり方としては、先ほど共産党の議員からお話があつたようでありませうが、現在の日本の建前から申し上げますが、外交権は復活したと言われては、外務省は復活したと言われては、目下の状態からいふと、国際関係、各国に對するところの信義を厚くするところの、現在われわれとして最も痛切なるところの事項であると思ひます。ゆえに、ここに国際協力局というものを設けて、諸般に關するところの行為を行つ、このことについてはまことにけつこうだと思ひます。が、もしもつと自由な立場において言わしめていただくことができないことなれば、私といたしましては、外交の方針で行きますならば、もちろん日本が獨立したといふことの建前について申し上げるならば、やはりソ同盟もこれは世界でもつて国際連合関係の諸事項について取上げられておるけれども、かようなものも専門的に取上げてみることも、これはあなたが當らないことではない、かように私は考えます。しかしながら現在においてかようなものが全然ないといふことを、私は申し上げるものではございませぬ。現在

在においても、改正前の機構内においても調査局あるいはその他においてソ連通であられる諸官が特に研究をなされておられることは、私も認めるものでありますけれども、もしもできるならば、かようなものもこの内容と實際において、もう少し検討されたいと思ひます。どうかとも思われる次第であります。その点について承りたいと思ひます。

○島津政府委員 ソビエトないし東ヨーロッパ關係につきましては、ただいまお話がございましたように、従来調査局の第一課で主として取扱つて参つたのであります。今回の改正によりまして、歐米局のうちに同様の所管の第一課を設けまして、引続きその關係の仕事を取扱うことになつております。

○松本(善)委員 わかりました。次にお尋ねしなければならぬと思ひますのは、関連事項になります。先ほど出入国管理庁というものがあつたわけについて、あるいはポ政令その他でもつて問題があつたわけですが、あるいは法務府を主管とするとかいふような御意見もあつたわけでもありますが、この問題については治安關係の問題に關することであり、また適切な方法であると思ひます。法務府あるいはその他において取上げられるべき性質のものであると思ひます。しかしながら私どももつと自由な立場でこれを考えさせていただきます。さうなれば、国内關係におきましては、この体制、すなわち治安關係の体制が一括して取上げられなければ、かようなものも終局的な目的を果すことにはできないと思ひます。たゞこれは海上保安庁とか、あるいは警察予

備隊とか、あるいは出入国管理庁、かようなものが同時に取上げられなければならないと思ひますけれども、その点において、先ほど言ひましたように途中であつたといふようなお話であります。けれども、私どもの考え方から申しますならば、かえつてその方が国内的にも治安がより守られたとかいふに考へておるのであります。そこで現在おのりの方として、入国管理庁として、いわゆる外務省の外局としてあります。分野と、現在運輸省の主管であります。海上保安庁といふようなあり方とか、それからいま一つ申し上げますならば、警察予備隊といふようなあり方があるわけでありませう。

この観点に立つて、外務省の外局としてはどういふ面かといふことをこの際明らかにしておかれた方がよろしいんじやないかと思ひますが、ゆえに、お尋ねしたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいまの御質問は、治安關係の機關の一環としてたゞいまの外務省の外局の入国管理庁のあり方は、どうあるべきかといふような御趣旨かと思ひます。この問題につきましては、御意見もございまして、また私どももいろいろな角度から研究はしておるのでございまして、従来もこの点につきましては、政府部内でも議論があつた点でございまして、今後どうなりますか、これは政府全般の機構の問題にも関連いたしますので、私からその点は確定的なこととはまだ何も申し上げられないわけではございませぬ。いろいろの研究の末、現在のところは外務省の外局といふ体制になつておるわけ

であります。御承知のように入国管理庁の事務全部が、必ずしも外務省本来の仕事と全部一致するといふものでもないわけでございます。従いまして内閣という体制はとつておりません。しかしただいまのところは、外務省所管というところで本来の外務省の通常の事務とは多少系統を別にいたしまして、外局という形をとつておる次第でございます。

○船田委員 私は実はずの聞かれまして外務委員会との連合審査会で、主として外務委員の方々から行われ、また私自身も行いました質問、それに対する島津政府委員の御答弁と多少重複して、きょう大臣または政務次官から政府の方針について責任ある御答弁をお願い、また内閣委員としての質問を申し上げたいと思つておつたのであります。草葉政務次官が御都合で御退席になりましたので、そういう意味で私の質問はまた別の機会に譲りまして、ほんの補充的に、二点質問を申し上げたいと思つたのですが、一つは昨日外務委員の方からの御質問で、この法案を問もなくまたかえるつもりで提案されたのではないかと、つまり平和條約が効力を発生すればまた改正するよくなことになる、そういうことを予定して提案されたのではないかと、島津政府委員は相対的な性質を持つものとして提案されたという御答弁であつたと記憶するのですが、なるほど第四條ことにその十二号以下などを見ますと、日本が独立を回復した後に於けるいろいろの事務、そういうことに於ける権限を外務省が持つという建前で規定されております。ところが昨日もち

よつと問題になりました国際協力局について第十二條を見ますと、その第二号に「連合国最高司令官總司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関連する行政機関の事務の総合調整に関する事」とあつたり、同じく第十二條の第四号に「連絡調整事務局に関する事」とが国際協力局の事務局となつておりました、そして連絡調整事務局につきましては、十八條の一号、二号において連合国云々という事務が規定されておるのであります。これは平和條約が発効するまでに本法案が成立するとすれば、成立して施行されたから平和條約が発効するまでの間のことでありまして、それからあとになると、何らかの規定の変更をしなければならぬもののように考へられる。内容的に見ましてもいろいろ疑いがあるばかりでなしに、法律の建前としてもいろいろうやうやいな一時的なことがわかつておる。平和條約が間もなく発効するのではないかと、今予想される場合に、こういう一時的な規定と、それから恒久的な規定といふものをまぜこぜにして規定するといふことが、非常におかしいことではないかといふふうにも考へられる。便宜的にこういふような十二條の規定あるいは十八條などの規定は、もしできれば附則なり何なりに規定してお願いして、そして平和條約が発効した後も本文のまま用いることができるというふうな方法にされた方がよいのではないかと、こんなふうにも考へられるのです。その点いかがお考えですか。

○島津政府委員 たいだいま御意見の点は、こつともございまして、この法案の全体の行き方が昨日申しましたよう

に、できる限り恒久的な制度のつもりで立案してございまして、やはり現在まだ正式に外交關係が回復したわけでもありません。占領機構は依然として平和條約が発効まで続くわけでございます。従いましてお話をございまして、ような十二條、国際協力局の所掌事務の一部、こういうものは現状において続かざるを得ないわけでありまして、しかしその他の点は、ほとんど平和條約が発効いたしました以後にもかかわらないかと思つておられます。主としてかわるのは御指摘になつた点であらうかと思つておられます。それが本文にまざつておるのにおかしいやうだといふ御意見でございます。その点はやはり何と申しましたやうか、あまりさつぱりしない書き方かも知れないと思つてございまして。全体が本省の機構の編成からしまして、ただいまのところはそういうものもやはり内閣の国際協力局の一部の仕事としてやつて行くのが適當だと思つたので、この本文の中にあげたわけでありまして、当然これは次の国会あたりで変更願わなければならぬ点であらうと思つておられます。しつとこれを附則に落すといふことももちろん考へられますが、これは体裁の問題と考へます。またこれを書きまことによつて、仕事の運営に支障を及ぼす点もなからうと私は考へておる次第でございます。

○船田委員 そうしますと、結局この法案が今度通過いたしましたとしても、平和條約が発効後には再びこれを審議しなければならぬ情勢が起きて来るというところを、大體政府側も予定しておられると思つておりますが、それと関連しまして、昨日も私問題にいたし

ました海外渡航その他に関する事務が、欧米局にあるというやうなことに ついても、お考えを願いたいと思つておられます。昨日は、アジア諸国が独立したという新しい情勢に應ずるといふ観点から、この海外渡航、移住その他の事務を、どこへ持つて行くかというところを、新しい立場から考へていただきたいといふことを申し上げたのであります。それがかりではなしに、もう一つは国民に対してなんです。たとへばこれから大韓民国へ渡航しようとするときに、欧米局に行かなければならないといふやうなことは、しつとにはかわからないのです。外務省の行つたらいいのかわからないといふことが非常にたくさんあります。これと関連いたしますが、たとへば今までも第一課、第二課というやうに、数字で表わされておりました、なか／＼わかからない、中には国民と直接の關係のない課もありますので、そういうのは、外務省内部だけでおわかりになつておられるやうな点は、この法案を改正するといふときでなくて、現在提出されておられますが、通過した、これに基いて局を編成する場合に、すぐ問題になることであらうかと、かくこれに、先ほどからちよいと問題になつておりますが、外務省が国民との接觸が薄かつた、それを改めろといふやうなことも言われておられます、こういうやうな面の考慮も拂つて、課をつくるやうな場合に、できればその名称で、その課の内容がわかるやうな、なかなかむずかしいことかも知れませんけれども、そういう課を設けられるよ

うに努力していただきたいといふふう

に考へる次第であります。これについては、もし御答弁がありましたらしていただきたいと思います、私の希望として申し上げます。私の質問はこれで打切ることになります。

○島津政府委員 昨日も引揚くないしは渡航課について御意見がございまして、将来研究するといふやうな御答弁を申し上げたと思つておられます。これは外部からごらんになりますと、ちよつと不自然なやうな、ふしぎな点もあるかと思つてございまして。たとへば渡航關係、これを地域局のどつちかに置かずに、官房といふやうな点も考へられますが、また渡航問題その他に関連いたします。地域局でやつておられますやうな仕事に、密接な関連を持つて来る移民政策その他にも関連して参る点もあるわけでございます。はたして官房に置くことが適當かどうか、これまた簡單には申せないうわけでありまして、また一方経済局といふやうなところに置くことも、一案でございまして、ずつと以前には外務省の通商局に、たしかこういふやうな渡航、旅券關係の仕事があつたやうに記憶いたしておられます。その後これがやはりその当時の仕事の割振りからしまして、アメリカ局に移つたといふやうな事情もございまして、これらは完全なとは、ちよつと今申せないわけでございます、今後運當をいたしまして、ある時期には、所要の修正をなさねばならないかと考へておられます。御意見の点は十分研究をいたします。

○松岡委員 私のお尋ねしたいことは、きわめて簡單なことであるが、ひとつお答を願いたいと思つておられます。

二十四條を見ますと、「在外公館の名稱及び位置は、別に法律で定める。」となつておるにかかわらず、二項には特別の必要がある場合、それからさらに三項には特別の事情がある場合、こうなつておるのであります。説明によれば、国会が閉会中であり、かつ急を要する場合という説明がありますから、これはよく了解できるのであります。私の常識をもつてしまつたと、この説明の趣旨はわかつてはおりませんが、法律がでさうしてしまつてしまつても、法律の條文についてなるべく疑義を生じないように、法律といふものは規定しておくことがいいのではないかと、かように考へるのであります。従つて二項の、必要がある場合といふのは、むしろ生じたる場合といふ意味でなければならぬのではないかと、それから事情がある場合も、また事情が生じた場合といふのでなければ、事情がある場合とか、特別の必要がある場合といふことになりません。提案の説明にあるところの、休会中であるとか急を要する場合といふ、そういう精神が法律の上につきつぱりと出て来ないよう考へておきます。これは文字の使い方には過ぎないので、あるいは法律はこうしておくのがいいのでありまして、うが、ただ私は疑義が生ずるおそれがあると思ふので、これはどう考へておきますか。

○島津政府委員 これはいよいよお話しになりました。必要が生じた場合と同様の意味に解釈しております。従来在外事務所を設置法が出ておまして、これにも同様な表現を用いております。解釈も同様でございます。

○松岡委員 その点はわかりました。

御承知のように、講和條約にアジア地区の諸国が取残されておるのが相當あります。これは日本にとりまゝでは、はなはだ遺憾千万なことであるのであります。ついでにそれらの國々も、日本と平和な状態を回復することを希望することはだれもが同様であることは言うまでもない。それにいつて私昨年インドを旅行いたしました。ことに太平洋會議に出た東南アジア地区の各國の代表諸君に會つて、しみじみ感じましたことは、それらの國々の代表者が、ことごとく同じような考へを持つて、日本のやつた過去の侵略戦争に對しては、非常な反感を持つておることは事実であるが、依然として何か一つの好意とそれから信頼感、あるいは親近感といふものを持つておる。すこ、並びにことに感じましたことは、一般文化の交流といふやうなことは、一たび文化の交流といふやうなことは、技術といふやうなもの、自分たちの國の後進性あるいは貧困を克服することのために、大いに役立つであらう。このように私は感じましたのであります。感じただけでなくして、具体的にさういふ相談を持ちかけられる機会がしばしばあつたのであります。さういふ事案にかんがみても、今後の日本の貿易などにしましても、ただに市場の拡張といふやうなことばかり考へるのではなくして、それらの國々の産業の興隆、進んでアジヤの後進性を克服、その貧困を克服するといふことのために、誠実なる協力をするといふ気持ちを必要ではなからうかといふことを私は感ずるのであります。従つてさうつき自由党の松本君からの御質問のと

きにもありましたが、私の考へでは、本来外交は民主的であり、あるいは國民的な外交でなければならぬと思ふのであります。従つて各國の大公使などといふものも、でき得るだけ広い視野からこれを見まして、民間からつばな人を簡拔するといふことが必要ではないかと思つておられます。ことにアジア地区においては、さきに言うやうな意味で、ただ外交上の技術、知識といふやうな専門的なことばかりではなくして、經濟などについてもやはり知識、經驗を有する人を大公使に任命されることが、日本の外交としては非常に必要なことではないか。それは調印しないといふ國々との間におけるたゞ消極的な講和を成立させるといふことではなくして、進んで積極的に親善の關係、協力關係を打立てるために必要である、こう思ふのであります。私のたゞいま申し上げるやうなことに對する所見並びに外務省としての方針をお聞きしたいと思つておられます。

○島津政府委員 將來でございます大使館あるいは公使館の長としまして、広く人材を求めるといふ方針につきまして、吉田総理大臣からも数回意思表示があつたところでありまして、ただいまの御意見のやうな点は當然考慮される問題と考へておられます。

○鈴木委員 大体私の聞こうとしたことも盡されたやうであります。二、三補遺的なものを質問してみたいと思つておられます。これは總理大臣が行政官に求めるところによつて、その行政機構は思ひ切つて簡素化して、さうして大規模な人員の整理をやるという

現内閣の方針のやうに承つております。むろんまだ成案を得たわけではなからうと思つておられます。たとえは法務府などはこれを最初つくりましたときに、その職能的分類に従つて十六局といふたぐさんの局を設けた。但しそれに配属する人員は、今まで例を見なかつた少い一局五十人くらいでできておる。さうして分業的に仕事の性質が違ふのであるから、ただ名だけは局としてわけられるけれども、その機構は決して通産省の局のやうに何千人といふ者を持つておるのではない。さういふ建前の行政機構のあり方もあるといふのでやつたわけでありまして、伝えられるところによつて、すでに法務府のごときも三局にしてしまつて、すべて合せてさうして課にしてしまつて、さういふやり方、これは一つの分業を成り立てば局を課に下げて一向さしつかえない。その建前から行くと、外務省も四つの局に縮められて、仕事の分量からいひましてもさうたいへんとは思へない。この局がもつと減らされる可能性がありはせぬか、少し多過ぎはせぬか、政府當局としてどういふふうにお考へになつておるかといふことをお尋ねしたい。経済局あるいは国際協力局、情報文化局といふやうなものは、やり方によつては合せてやつて行くことができるのではないかといふふうにお考へるのか、その点どういふふうにお考へるか、承つておきたいと思つておられます。

○島津政府委員 局の教その他につきましては、実は私も事務當局におきましては、もう少し多い方が適當ではないかといふやうな考へを持つておられます。政府の全般の方針に従ひまして、極力切り詰めた

のが、この教になつておるわけであり。たとえば地域局のアジヤ、歐米といふ二分をいたしておられますが、これも実際の必要から申しますと、やはり少くも三つくらいにわけなければならないのであります。なるべく局を少くするといふことでこのやうな教になつておられます。これはやはり政府部内におきます各省の仕事の性格にもよることではないかと思つておられます。どちらかと申しますと、外務省の仕事は本省でございまして、表現は語弊があるかもしれませんが、割合に上級の職員が自分で仕事をなさる、仕事の性質上さういふ傾向がございます。また在京の外國大使といふ人たちの連絡あるいは折衝といふことも、それぞれの分担任に従ひまして局長が當る。また最近には昔と違ひまして、國と國との一対一の話し合いといふよりは、さういふ話し合いも非常にたくさんございまして、會議外交といふやうな面も従来に比べて非常に多くなつて参つております。それで事務當局からいひますと、大体局長クラスくらいな人間が相當多數いるといふ事情があるわけですから、従ひましてほかの役所のように、たとえば局長の下に課長が数人おられます。その課長の下に非常にとくさんな事務官を擁しておるといふやうな態勢と違ひまして、外務省の編成は割合に局が多く、その下にやはり所要の課がつきまして、その課の人員は他省に比較いたしましたらかなり少い人数になつておるわけですから、さういふところから人員全体の数を他省と比べますと、局も課ももつと少くていいといふことになりはせぬかと思つておられます。

すが、その点はやはり外務省の仕事の特質しやないかと考えております。

○鈴木(義)委員 それからこれはすでに御質問があつたかもしませんが、顧問、参議という問題であります。顧問は、外交上の職務に参画し、参議は、外交政策の実施に参画する。」といふ非常に抽象的な言葉でよくわかりませんがやつておるようなダレス特使、これは外務大臣の顧問というよりな意味において海外に使用し、大使、公使の役割を勤めるような場合を予想しておるのでありますか、承つておきたいと思ひます。

○島津政府委員 顧問ないし参議に關しましては、これが大公使として臨時的に特別の折衝するという事は、当然には予想いたしておらないのであります。大体顧問、参議は外務大臣の諮問に應ずることもございまして、あるいは特定の仕事につきまして顧問として参画する立場にあるわけでございまして。その顧問は将来大公使に任命することができるようになりましたときは、あるいはこれを大使、公使に任命することがあり得るかと思ひます。ここに書いてあります顧問、参議というものは直接には大公使という資格は予想しておりません。

○鈴木(義)委員 次にこの国際協力局の仕事の中にはいろいろなものがあるようでありまして。たとえば将来安全条約というよりなものが効力を発生させた場合に協力する機関が必要になるわけでありまして。そういうものは外務省だけの所管とも考えませんが、そういう中に入つて来るものとお考え

になつて居るかどうか、承つておきたいと思ひます。

○島津政府委員 安全保障條約に基きます機構につきましては、本案のうちには考慮いたしておりません。これは別途考慮いたしたいと考えておりました。従ひまして、外務省の所管の一部に入つて参りますか、あるいは他の機関の所掌となりまして、それらの点はまつたく現在の段階では未定でありまして。安全保障條約の關係の仕事の進行に従ひまして、だん／＼固まつて来るかと考えます。今日のところは、この案には考慮しておりません。

○鈴木(義)委員 次に第十三條の情勢文化局であります。この仕事は非常に大切な仕事で、かつ非常に広汎な仕事であります。これらは外務省だけでやるにはあまりに大き過ぎる仕事のように考えられる。文部省の仕事もあり、厚生省の仕事、その他各省に觸れる仕事があると思ひますが、ある意味では内閣直屬の仕事としてどういふこととすべき仕事ではないかというところも考えられる。そういう競合關係、将来管轄の争いというよりなものが起つてどういふふうにお考えになつておられますか。

○島津政府委員 戦前におきましては、情報局というよりな独立した機関もございしましたが、ここに予想しております情報文化局の仕事は、もつぱら對外關係でございまして、外からの情報を内に紹介いたしましたり、内の事情を外に知らせましたり、そういう仕事をやるわけでございます。国内での仕事は、おのずから各省が分担することにならうと思ひます。現在のところ

ろ、外務省の機構として情報文化局を置きまして、十三條に掲げましたような仕事をせよやうたい、また外務省でいろいろの事を取扱いますことが、お話がございしましたような、たとえば内閣あたりに置いた情報關係の局というものは競合しないのじやないかという考えを持つておられます。

○鈴木(義)委員 これほどの範囲まで入つて居るか存じませんが、学会に派遣する者でありますとか、あるいは芸能人の交換でありますとか、あるいは公衆衛生の水準を世界的に高めるためにどうするとか、いろいろのことを考えてみると、非常に広汎にわたりますので、どの範囲まで入りますか、ただ事務的にすべてここに統括して海外との交渉派遣等をきめる、こういう意味であるのか存じますが、将来これらの点は各省との間に緊密な協力ができるように希望しておきたいと思ひるのであります。

大体私の質問はそんなものであります。いま一つちよつとお伺いしますけれども、第七條の第七号に「外国人に対して栄典を授與すること」ということが外務大臣の仕事としてあります。この栄典制度というものは、今實際は停止になつておりましたが、将来つくり直さうと思ひます。それを予想しておることと思ひますが、外務大臣だけの権限とするのは、新しい栄典制度がどうなるかということにかかりませんが、やや行き過ぎではないかと思ひます。これはどういふ想定のもとに御規定になつておるか、ちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。

○島津政府委員 第七條第七号にあり

ますのは、「栄典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに關しあつた旋を行ふこと」といふ書きようでございまして、これらのことに關する事務を外務省でやる、こういうこととございまして。

○鈴木(義)委員 その程度でよろしいと思ひます。

○江花委員長代理 本日の質疑はこの程度にいたします。

○江花委員長代理 この際お諮りいたしますが、理事であります鈴木義男君が委員を辞任せられ、再び委員に選任されましたので、鈴木義男君を理事に御指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○江花委員長代理 御異議なしと認めます。それではさう決定しておきます。次会は明日午後一時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散會